

# 新型コロナウイルスの対応が変わります。(R5. 5. 8～)

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行し、学校保健安全法施行規則に規定する学校において予防すべき感染症では、第二種への分類となったので、出席停止期間等に変更があります。

状況	今まで	R5. 5. 8～
新型コロナウイルスに感染	【出席停止期間】 治癒するまで ※発症日から7日経過し、かつ、 症状軽快後24時間経過	【出席停止期間】 発症した後 <u>5日</u> を経過し、かつ症状が軽快した後 <u>1日</u> を経過するまで。 【推奨】 出席停止解除後も、発症から <u>10日</u> 経過するまでは、マスクを着用。
同居家族が新型コロナウイルスに感染	濃厚接触者として出席停止	本人に症状が無ければ登校可能。
発熱等の風邪症状	出席停止	病欠 ※インフルエンザ等学校において予防すべき感染症の診断が出た場合は、出席停止

## ◇新型コロナウイルス感染症 出席停止早見表◇

【出席停止期間】

**発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。**

※ 発症・・・風邪症状(発熱や咽頭痛、咳等の症状)が始まった日のことです。

病院を受診した時に医師に経過を伝え、発症日を確認してください。

発症した日は「0日目」となります。

※ 症状が軽快・・・解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること

	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目
無症状または 発症日～ 発症4日目に 症状軽快	←出席停止期間→						登校 可能	
発症5日目に 症状軽快	←出席停止期間→							登校 可能

※ 症状の軽快が6日目以降も出席停止期間が延長されます。

出席停止等の取り扱い等に変更はありますが、感染症がなくなったわけではありません。  
皆さんが元気に過ごすために、基本的な感染症対策(手洗い・手指消毒、換気、咳エチケット)の実施、  
発熱や咽頭痛等、普段と異なる症状が場合は、登校せず自宅で休養すること等を心がけましょう。